

## 10 株式所有の報告(国公法第103条第3項)

営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は報告を徴することができる。

### 内容

- ◆ 所属機関と密接な関係(所属機関の行政上の権限の対象等)にある株式会社の発行済株式総数の3分の1(特例有限会社の場合は4分の1)を超える株式を所有する場合等に、職員は所轄庁の長等へ報告が必要となります。
  - ◆ この報告義務は職位等にかかわらず全職員に課せられています。
- ※ この報告とは別に、国家公務員倫理法第7条第1項により、本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を提出する必要があります。

このほか、兼業や株式所有に関する代表的な質問にお答えするQ&Aもあります。  
こちらは、P.25のQRコード・URLから参照できます。

## 【資料】 関係法令及び懲戒処分の状況等について

服務・懲戒に係る法令や、年間の懲戒処分の状況等の記者発表資料等については、以下のホームページに掲載していますので、参照してください。

<服務・懲戒に関連する人事院ホームページはこちら：関係法令、記者発表にも繋がります>



【人事院 職員の勤務環境 — 服務・懲戒制度】

[https://www.jinji.go.jp/ichiran/ichiran\\_fukumu\\_choukai.html](https://www.jinji.go.jp/ichiran/ichiran_fukumu_choukai.html)

<選挙に際しての人事院からの注意喚起はこちら>



【人事院 報道発表 — 一般職の国家公務員の政治的行為の制限に関する通知について】

[https://www.jinji.go.jp/kouho\\_houdo/kisya/2410/2024shuugiinsenkyo.html](https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2410/2024shuugiinsenkyo.html)

<国家公務員法関係法令等一覧はこちら>



【人事院 関係法令— 国家公務員関係法令等一覧】

<https://www.jinji.go.jp/kisoku/ichiran.html>

※P.9に関連する「人事院規則 14—7」は、こちらから直接ご覧いただけます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324RJNJ14007000>



<内閣人事局が所管する服務制度に関する情報はこちら>



【内閣官房 内閣人事局—服務・勤務時間】

[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji\\_e.html](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_e.html)

<内閣人事局・人事院共同作成の兼業に関する Q&A はこちら>



【人事院 職員の勤務環境 — 「一般職の国家公務員の兼業について(Q&A集)】

<https://www.jinji.go.jp/content/000004413.pdf>